

令和 6 年 第 2 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 2 月 13 日（火）

午後 1 時 58 分から午後 2 時 45 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉川 勝弘
欠	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

吉利 健

竹村 寛治

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 1 時 58 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 1 時 58 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 6 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告申し上げます。開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願い致します。

会 長 こんにちは。今日は大変お忙しい中、お疲れの所ご出席をして頂きましてありがとうございます。能登半島地震より 1 ヶ月以上たちますが、まだまだ続いている状態です。今回、農業会議より義援金の依頼がありまして、皆さま方はそれぞれに寄付金とされていると思いますが、農業委員会では慶弔費から一人千円というかたちで 3 万 3 千円をしたいと思いますので、皆さま方どうぞご了承よろしくをお願いします。また、15 日より研修会がありますので後ほど、事務局より説明がありますのでよろしくお願い致します。

議 長 それでは、只今より令和 6 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願い致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 村山安次委員、3 番 田尻かほる委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 4 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 13 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	2 番	五嶋委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	三角 1	中田委員より
申請番号 4 番は	三角 2	山本委員より
申請番号 5 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 6 番は、	松橋 3	田中委員より
申請番号 7 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 8 番及び 9 番は、	小川 3	吉川委員より
申請番号 10 番は、	小川 5	野田委員より
申請番号 11 番は、	13 番	本田委員より
申請番号 12 番及び 13 番は、	豊野 1	小田委員より
申請番号 14 番は、	12 番	北岡委員より

それぞれ説明を求めます。

五嶋委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由に贈与とありますが、これは受人の方が隣接である宅地と倉庫を購入されまして、その隣接になっております土地を贈与を受けるという形で、面積も狭いのでそこを贈与をうけるという形で行われています。受人の方は〇〇で〇〇部会の役員をされているような方でありますので、農地の全てを効率的に利用されると思われます。また、申請地は今回購入されました宅地と倉庫と神社と隣接しておりますので、地域との調和要件にも支障はないものと思われます。許可は可能と思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

中田推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与です。この農地は受人の方が管理されておられ、温州みかん、パール柑など果樹を栽培されております。親子間の贈与でもあり問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 3 番について説明します。この農地は受人の方が 2 年前より借りて耕作されて、玉ねぎ、ジャガイモなど野菜中心に栽培されております。トラック、コンバインを所有されておられまして、防除機械、タンクなどは知人から今後譲ってもらおうそうです。管理も適切にされており何ら問題ないかと思われます。どうぞよろしくをお願いします。

山本推進委員

申請番号 4 番について説明します。申請事由は規模拡大による売買です。受人は蘭とイチゴを栽培されている専業農家です。申請地については、昭和 52

年基盤整備事業により完了しており、周辺等に何ら問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

早川推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は昨年の 10 月に申請があり許可が出たんですけども、その際に 1 筆洩れがあったため、今回また、その分の申請となっております。10 月に説明したのでだぶりますが、もう 1 回同じことを説明したいと思います。

譲受人と譲渡人の関係は親戚関係にあり、譲受人は 20 年ほど前からこの土地を借りて耕作されています。場所は〇〇町〇〇の国道〇〇〇沿いにある〇〇より北に 200m 程行った所の東向きの緩やかな斜面にあります。柑橘を作るのには最も適した場所かと考えます。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

田中推進委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、経営規模拡大による売買です。譲受人はこの土地を借入しておりまして、長年作っておりますので分かっていると思いますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

森田推進委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりですが、ここに申請事由が贈与とありますが、この関係は 2 筆ある田んぼ、併せて 1 反程の田んぼの隣接に母屋と納屋とかがあり、その物件を受人が買われてその際にこの田んぼと畑を作ってくれという事で贈与という関係になったそうです。場所は〇〇校区からから〇〇校区へ入って最初の橋を右に渡った所です。何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

吉川推進委員

申請番号 8 番と 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これは交換ということになっております。40 年前に譲渡人と譲受人が畑の利便性を考えて交換されたと聞いております。今は〇〇さんは人に貸して生姜を作らせておりますが、それが交換になるんですけども〇〇さんが作られている所が〇〇さんが病気でできないという事で、元に戻して交換して〇〇さんが今、畑がちょっと荒れているんですけどもそれを整備して、里芋を植えるという事になっています。よろしく申し上げます。

野田推進委員

申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。場所は〇〇方面から〇号線を〇〇方面にきますと、〇〇の信号のひとつ手前を右に行き道なりに上がってきますと、〇〇があります。それを 2, 30m 上がった左側に見える所がございます。その中に 1 軒家があります。1 軒家の東側と北側に約 2 反ずつある場所がございます。何ら問題ないと思われますので、審議方よろしく願いいたします。

本田委員 申請番号 11 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は自分の農地に隣接する農地という事で取得するという事です。機械の所有状況、農作業に従事する人数からみて地域との調和要件にも支障はないと認められることから、許可は可能かと思われます。審議よろしくをお願いします。

小田委員 申請番号 12 番と 13 番は受人が同一の為一緒に説明します。詳細は記載のとおりです。両方の土地が受人の家の近くにあり、両方とも今、耕作放棄地として荒れているという事で、受人がきれいにして柿を植えるということです。何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

北岡委員 申請番号 14 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。圃場には現在借地で受人が各種野菜を栽培されておられ、今後も引き続き耕作を考えております。今回、取得を希望するという事であります。譲受人は認定農業者で機械の所有状況等からみても何ら支障ないと思われますので、許可は可能と思われます。どうぞご審議よろしくをお願い致します。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 14 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 質問、ご意見はありませんか。

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 14 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって申請番号 1 番から 14 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 5 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 13 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

議 長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

富武推進委員 申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用事由は個人住宅となっております。周辺に排水路等整備されており、近隣住民の方の了解も取っており、何ら問題ないかと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。申請番号1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

意見もないようですので、議案第 5 号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 日程第 5、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

事務局

議案第 6 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年2月13日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	三角 4	富武委員より
申請番号 2 番は、	不知火 2	吉利委員に代わりまして
	不知火 1	上田委員より
申請番号 3 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 4 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 7 番は、	松橋 3	田中委員より
申請番号 8 番は、	9 番	坂本委員より

それぞれ説明を求めます。

富武推進委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。この土地は自宅駐車場が手狭になり、駐車場と魚の飼育目的での申請となっております。当該農地は 10 年ほど前から造成されており、始末書を添付されておりますが何ら問題ないと思われますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

上田推進委員

申請番号 2 番について説明します。有償での所有権移転となる案件で、詳細は記載のとおりです。場所は〇〇地区の〇〇から〇〇方面へ約 100m 程上った、〇〇のすぐ手前になります。隣接地は既に住宅が建っており、排水同意も取れており、何ら問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしく願いします。

引き続きまして申請番号 3 番について説明します。使用貸借権の案件で詳細は記載のとおりです。場所は〇〇地区の中ほどに位置する所で貸人の家の真裏にあたります。地目は田となっておりますが、現況は畑となっております。借人は現在、〇〇で〇〇として在住されておられます。奥様が貸人のお孫さんという事で、行く行くは祖父母の面倒を見たいという事で、実家の傍に家を持ちたいとの事でした。隣接する住宅、農地の持ち主ともすでに同意も取られて

おり、排水同意も問題なく許可は可能かと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

山田委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が個人住宅の建設となっております。場所は〇〇の〇〇の公民館のすぐ北側にあります。排水同意、隣接同意取られておりますし、また、住宅地の中という事で何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

橋本推進委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所がなかなか説明できないんですけども、〇〇と〇〇の間の道、〇号線の信号機からそれをずっと下った約500m位行ったら〇〇があります。その先を右に曲がる所を左に行って150mほど入った所です。何しろ、道が狭く説明がしにくいのですが。総会資料を見て頂くと、12頁です。渡人は元々上の方の〇〇さんの娘さんの旦那さんの名前です。〇〇さんは亡くなられて誰も管理する人がいないという事で、渡人のご主人が管理をされております。今回、譲渡したいという事で受人へ譲渡をするという事になりました。写真を見てもらうと大体わかるんですけども、何も支障はないわけですので、ここに受人の資材置場並びに倉庫を建てたいという事で、現在〇〇さん宅は空き家になっておりますけども、ここには従業員の方がシェアをされておられるということで、まとめて受人が購入されるということで何ら問題ないと思います。

続きまして申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の交差点から西へ200m程行った所から左に入って、住宅地の真ん中です。従いまして、写真を見てのとおりU字溝も排水も入っておりますし、何ら問題ないと思います。譲渡人から受人へ譲渡されるという事で、〇〇会社関係の会社と思います。従って、あとは住宅が建つのではないかと思いますけども、何も問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

田中推進委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は建売住宅となっております。譲渡人は〇〇の方で、その前の場所を建売住宅にするという事でございます。住宅地でもございまして、挟まれた土地でもございますし、隣接同意、排水同意もとられておりますので何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

坂本委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇という事で書いてありますが、県道〇〇線と〇〇の丁度中間地点に〇〇地区というのが〇〇にありますが、その一番下の方になります。そこで、借人が〇〇掘りを年に数回行われておりますけども、そこに取りに来られた方の駐車場という事で、転用理由がなっております。これが3年前に契約をされたと、申請があがって認可がとれたということで、今回3年が過ぎますのでその更新という

形になります。排水同意、土地改良区の同意、近隣の方とも3年間、以前からですけども何も問題は発生しておりません。そしてその期間、〇〇掘りがない時期は花を植えるという事で借人が管理をされておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、2番、5番、7番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番及び6番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号4番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号8番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって当該目的に供する事が必要であると認められ、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から8番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

山本推進委員 はい。

議 長 山本委員をお願いします。

山本推進委員 お尋ねです。

総会資料の12頁の下段の方ですが、これは個人が結局申請の土地ですね。この〇〇〇-2に通ずる進入路はどうなるんですかね。字図を見ただけでは進入路、道がないのですが。〇〇〇と〇〇〇をまた、買うという事でいいですか。

議 長 事務局をお願いします。

事務局 ただ今の質問ですが、総会資料の12頁の〇〇〇-2の所ですけども、進入路

がないという所なんですけども、今回この農地転用申請と一緒に別に〇〇〇の筆、これが宅地なんですけどもこの宅地も一緒に購入という事で、こちらから侵入ができるというふうになっております。

山本推進委員 わかりました。
あとひとついいでしょうか。
議案の８頁の一時転用３年間となっておりますが、また、更新となればずっと続くじゃないですか。それでいいのですかね。３年切れてから、また、３年となれば継続するじゃないですか。３年切れてまた、３年更新というのは。

議 長 事務局お願いします。

事務局 本来であれば１種農地の一時転用については、農振農用地と同じ３年以内という転用期間が望ましいとされていて、期間満了後の更新というのは本来であれば認められない所なんですけども、今回の場合オフシーズン〇〇をされないシーズンは菜種を栽培されるという予定であることと、実際に今まで菜種を育てていたという様子を進捗状況報告書で確認している事と、地域の違反駐車を抑制する必要があること、これが地域住民の営農にも支障をきたすという所で、その他にも周辺に代替地がないことを総合的に判断しますと認められるかという所で、県にも確認をしたのですがその見解で問題ないということでした。

山本推進委員 分かりました。

議 長 ありがとうございます。
他に質問、ご意見はございませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 野田委員お願いします。

野田推進委員 申請番号１番についてお伺いします。
面積に対して価格がちょっと高すぎるように思われますが。それと、他の農地を含むと書いてありますけども、その面積が入っていれば納得できるような感じですが。説明をお願いします。

議 長 事務局お願いします。

事務局 事務局から説明します。

総会資料の4頁を開いていただいて、野田委員が質問された1番の案件が載っているかと思いますが、下の字図の所ですね、おそらくこれが10年以上前に売買をされたという事で、ご本人様もはっきりと覚えていらっしゃるかもしれませんが、〇〇-6と〇〇-5、〇〇-1辺り一体を買われたと聞いております。

議 長 野田委員、よろしいでしょうか。

野田推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。
他に質問、ご意見はありませんか。

議 長 意見もないようですので、申請番号1番から8番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第62号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から8番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第6、議案第7号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案7号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年2月13日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農地利利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。それでは、議案24ページから26ページの所有権移転の申請番号401番から405番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案の24ページから26ページです。

今月は、農業公社が買い入れる件が5件です。面積は、5件中、田が、11,734㎡、畑が2,221㎡であり、合計面積は13,955㎡です。売買価格につきましては総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第7号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第2回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後2時45分）職務代理者の号令による、起立、礼。